

令和4年 阿南防災士の会 入会案内

阿南防災士の会は、2012年(平成24年)1月1日に発足し、防災・減災に係る知識と技能を結集して、阿南市の防災力向上に貢献しています。

入会の条件は、地域防災推進員養成研修を終了し、防災士の資格を有する方で、阿南市に在住または勤務する20歳以上の方となります。会費無料。入会を希望される方は防災士証を持参し、3月31日(木)までに危機管理課で入会手続きを行ってください。

なお、その際に連絡用のメールアドレスを確認します。



問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

令和4年度(令和3年分所得) 市民税・県民税の申告期間は

3月15日(火)まで

申告相談会場、申告に必要なものなどは、広報あなん2月号折込の市・県民税申告の手引きをご覧ください。

税理士による無料税務相談の実施

市役所申告受付会場にて、四国税理士会阿南支部所属の税理士による無料税務相談を実施しますのでご利用ください。

日時 2月28日(月)、3月2日(水)、3日(木)、4日(金)
9:00~16:00

場所 市役所1階 多目的スペース

問い合わせ 税務課 ☎22-1114

登録保健師・看護師・ 栄養士の募集

保健センター等において、4月からの保健事業に従事する登録保健師・看護師・栄養士を募集します。

応募資格 保健師または看護師、准看護師免許、管理栄養士または栄養士免許を有する方

※令和4年3月31日までに取得見込可

応募方法 登録記入票(保健センター備え付け)に必要事項を記入の上、該当する免許証の写しを添付して提出してください。

募集期間 3月1日(火)~22日(火) 8:30~17:15

※面接の上、登録し、事業実施に応じて依頼します。

※賃金および勤務条件は、職種や内容によって異なります。詳しくはお問い合わせください。



提出先・問い合わせ 保健センター ☎22-1590

「阿南市地域公共交通計画」(案) に関するパブリックコメント (意見募集)を実施します

募集期間 3月1日(火)~18日(金)

公表資料 「阿南市地域公共交通計画」(案)

公表場所 まちづくり推進課、各住民センター、那賀川支所、羽ノ浦支所、市ホームページ

意見を提出できる方

- ①市内に在住、在勤または在学の方
- ②市内に事務所または事業所を有する方
- ③市に納税義務を有する方

提出方法 様式は自由ですが、氏名および住所を記入の上、持参、郵送または電子メールにより提出してください。また、意見提出用紙を公表場所に用意していますので、ご利用ください。

※電話など口頭による受付はしません。

意見の公表 提出されたご意見は、氏名、住所等の個人情報を除き、その内容を整理して原則公表します。なお、意見等についての個別回答はいたしませんので、ご了承ください。



提出先・問い合わせ まちづくり推進課
〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 ☎22-1596
e-mail:toshikei@anan.i-tokushima.jp



軽自動車税種別割のお知らせ

軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等の手続きについて

★軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等の登録・変更・抹消手続きはお済みですか。

「廃車した、引っ越して住所が変わった、他の人に譲った」などの場合は抹消・変更手続きが必要です。

★軽自動車税種別割は4月1日現在の所有(使用)者に課税されます。4月2日以降に廃車されても税金はお返しできません。

★乗用装置のあるトラクタ・コンバインなどの農耕作業用車両およびフォークリフト等の小型特殊自動車は、公道走行の有無や新車・中古車にかかわらず、軽自動車税種別割の課税対象となります。

※所有する車両について、ナンバープレートの取得がお済みでない方は、登録手続きにお越しください。

車種区分	届出先	届出に必要なもの	
原動機付自転車 (総排気量 125cc 以下) 小型特殊自動車	阿南市または 新住所地の市区町村役場	登録	・車台番号の確認できる資料 (廃車証明書、車台番号の石ずり等) ・販売証明書または譲渡証明書 ・身分証明書 ・代理人の場合は所有(使用)者の印鑑
		廃車	・ナンバープレート ・身分証明書 ・代理人の場合は所有(使用)者の印鑑
三輪・四輪の軽自動車	新住所地の軽自動車協会 ※県内は徳島県軽自動車協会 ☎ 088-641-2010	左記の軽自動車協会へお問い合わせください。	
軽二輪 (総排気量 125cc 超 250cc 以下) 二輪の小型自動車 (総排気量 250cc 超)	新住所地の運輸事務所 ※県内は徳島運輸支局 ☎ 050-5540-2074	左記の運輸事務所へお問い合わせください。	

軽自動車税種別割の税額について

軽自動車等の種類、排気量、初回新規登録年月日、経過年数、燃費性能などにより定められています。

●平成21年3月以前に初度検査を受けた三輪・四輪の軽自動車は、令和4年度より重課の対象となります。(自動車検査証に記載している初度検査年月日にご留意ください。)

(注意)天然ガス車、電気自動車、ガソリンハイブリット軽自動車および被けん引車等、一部対象外となる車両があります。

●平成27年4月1日以降に新車登録した三輪・四輪の軽自動車は、平成27年3月31日までに新車登録した車両と税額が異なります。

●環境性能基準対象車両のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新車登録された車両は、令和4年度のみグリーン化特例による税額が適用されます。

※詳しい税額等は、市ホームページをご覧ください。

軽自動車税種別割の減免について

身体障がい者等が所有する軽自動車について、一定要件を満たしている場合は、1人につき1台に限り減免できます。(普通自動車を所有されている方で、自動車税種別割について減免申請される場合、軽自動車税種別割の減免申請は受付できません。)

※毎年度申請が必要です。(納期限までに窓口または郵送での提出が必要)

※障がいの区分・等級、軽自動車税種別割の納税義務者、利用状況等によっては受付できない場合があります。

※申請には、納税義務者の個人番号が必要です。

令和4年度 バス無料乗車券の交付

高齢者の方が健康で生きがいを持ち、一層の社会参加をしていただけるように、高齢者福祉特定回数乗車券を交付します。

交付対象 市内在住の満70歳以上の方で、令和3年度の市民税所得割額が5万円以下の方

利用できる交通機関 徳島バス・徳島バス阿南(循環バスを含む)が運行する市内の全路線

申請受付開始日 3月25日(金)

申請方法 申請書(地域共生推進課または各支所・住民センター等に備え付け)を各窓口にて提出してください。

※本人申請の場合、印鑑は不要ですが、代理申請の場合は、本人の印鑑が必要です。

※申請時には令和3年度分の残券等を返還してください。

乗車券の交付 申請書を受理後、窓口で交付します。ただし、各支所・住民センター等で受け付けした分は、後日郵送となりますのでご注意ください。



問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

転入や転出時は水道の届け出を!

3月、4月は転入や転出が多い時期です。お早めに届け出をしてください。

開栓手続き 転入により、新しく水道をお使いになるとき



閉栓手続き 転出により、水道の使用を中止するとき、または長い間水道をお使いにならないとき

※市内で転居されたときは、開栓と閉栓両方の手続きをお願いします。

変更手続き 水道使用者の氏名、住所などに変更があったとき、または水道使用者の死亡等により変更が生じたとき

※無届けまたは不正に水道を使用している場合は、過料等をいただくことがあります。

※開・閉栓の手続きは、市ホームページでも行えますので、ご利用ください。

※水道料金の納付は、便利な口座振替をご利用ください。手続きは市内の金融機関でお願いします。

時間 水道の開閉栓等の受付時間は、平日8:30~17:15(土、日、祝日および12月29日~1月3日を除く)となっています。

問い合わせ 阿南市水道料金お客様センター(水道課内)
☎22-0587

新型コロナウイルス感染症対策支援 奨学資金貸付申請の受付

奨学資金(無利子)の貸付を希望される方は、教育総務課へ申請してください

受付期間 4月1日(金)~28日(木)

申請方法 申請書(教育総務課備え付け)を提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードすることもできます。

貸付要件 次の要件を全て満たす方

- ▶阿南市に1年以上住所を有し、または有していた方で、その者の主たる生計維持者が阿南市に住所を有する方
- ▶修学意欲があり、学校長が推薦する方
- ▶経済的理由により就学が困難と認められる方

貸付金額(月額)

- ▶高等学校(通信課程を除く・高等専門学校1・2・3年生含む)
1万円以内
- ▶高等専門学校(4・5年生)、高等学校専攻科(1・2年生)
3万円以内

- ▶大学、専修学校(高等課程および一般課程を除く)、省庁大学校(規則で定められたものに限る)
6万円以内

募集人員

- ▶高等学校(高等専門学校1・2・3年生含む)
5人程度
- ▶大学(高等専門学校4・5年生、高等学校専攻科1・2年生含む)、専修学校、省庁大学校
12人程度

その他 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減少した方等のために、貸付基準の緩和を行います。今年度の新入学生以外であっても申請することができます。また、若者の定住促進を目的に、卒業後市内に居住されている方に対し、償還額の一部を免除する制度を設けています。

問い合わせ 教育総務課 ☎22-3299



ポスト・コロナ時代の男女共同参画

専門相談員 井上京子さん

1月7日付け徳島新聞に、次のような見出しの記事が載りました。「阿南市 ふるさと納税 過去最高1億円突破 21年度 環境配慮の独自性奏功」。2年前の本市へのふるさと納税の約500倍の寄付額が寄せられたのです。その理由の一つとして、返礼品の調達先を環境意識の高い事業者に限定した独自性に人々の理解が広がったことが挙げられていました。つまり、ポスト・コロナ時代の私たちの課題は、人々の意識がどこに向かって動いているかをいち早くキャッチし、そこに潜在する付加価値を掘り起こすことです。

多様性社会のニーズに則った男女共同参画社会の構築も、時代の潮流という点では同じではないでしょうか。これまで男女共同参画基本法、女性活躍推進法など法的整備は進められています。しかし、この度の新型コロナウイルス感染症の爆発的拡大が、既存の不平等をさらに強め、女性の社会的、政治的、経済的立場の脆弱性を露呈したといえます。例えば、令和2年の自殺者数は前年より男性23人減に対し、女性は935人と大幅に増加し、就業者数では女性70万人減少(男性39万人減)となりました。その他にも性暴力や家庭におけるDV被害の増加など枚挙にいとまがありません。

一方、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加や地方から都市部への若者の流出などの社会現象について、「共同参画 令和3年10月号」の調査結果から、次のように考察できます。20～30代男性の共同参画への意識が同年代女性と比べて低く、男女間の意識のギャップが大きくなり、結果として未婚化・晩婚化に拍車を掛けている。また、若者、特に女性が都市部に流れるのは、地方にはびこる無意識の思い込み(アンコンシャス・バイ

アス)がその要因の一つになっていると推察されます。このような状況に歯止めをかけるには、ジェンダー平等を阻む、昭和の時代の家族像を前提に形成された「意識」、「制度」、「慣行」など、さまざまな構造問題に切り込んでいくことが、喫緊の課題となります。

さて、本市の「ふるさと納税1億円突破」が物語るのは、デジタル化社会の到来で私たちのワンクリックが社会を変えていく力があるということです。ポスト・コロナの時代はさらに多様性重視へと向かうでしょう。誰もが性別を意識することなく活躍できる社会は、潜在的ポテンシャルに満ち、そこに多くの付加価値を見出すことができます。しかし、その流れは私たち一人ひとりが自分の事として共同参画に本気で取り組むことでしか、実現できません。

最後に内閣府男女共同参画局ホームページでは「ジェンダー投資に取り組む企業」や「市区町村女性参画状況見える化マップ」などの掲載があります。各バナーから、ジェンダー平等に重点を置いた会社に投資をしたり、男女共同参画に熱心な地方公共団体を選び「ふるさと納税」で応援したりするのも一案ですね。



「男女共同参画」パネル展示

男女共同参画に関する展示と関連図書を紹介を行います。ぜひご覧ください。

期間 3月2日(水)～24日(木)

場所 市役所2階 市民交流ロビー

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

差別落書きを許さない

「差別落書き」とは、偏見や差別に基づき、人の心を傷つけたり侮辱する言葉等を用いた落書きをいいます。また「差別落書き」を放置することにより、見た人に新たに差別意識を植え付け、差別を助長してしまう恐れがあります。一人ひとりが「差別落書きは悪質かつ卑劣な行為であり絶対に許さない」という認識を持ち、差別につながる行為を行わないこと、見逃さないことが大切です。

差別落書きを発見したら

「差別落書き」を発見した場合は、その場で消去せず、すぐに人権教育課または人権・男女共同参画課にご連絡ください。ご協力をお願いします。



問い合わせ 人権教育課 ☎22-3392 または 人権・男女共同参画課 ☎22-3094